

第5次基本構想

前期基本計画

(まちづくり環境・建設部会 その1)

第5章

- | | | |
|-----|------------------|--------|
| 大柱1 | 計画的な土地利用の推進 | … P. 1 |
| 大柱2 | 水と緑の保全と活用 | … P. 3 |
| 大柱3 | 循環型社会の形成と生活環境の保全 | … P. 5 |
| 大柱4 | 市街地の整備 | … P. 7 |

1 施策の方向性

活力と魅力ある快適なまちを創出するため、良好な都市機能・都市環境の形成、市街地の貴重な緑などの自然環境の保全、地域振興を進めるための土地利用の誘導など、地域の持つ特性や資源を活かした計画的な土地利用を進めます。

2 現状と課題

- ・市の面積 1,970ha のうち市街化区域は 38.0% (749.0ha) を占めています。市街地は、昭和 40 年代後半から東武東上線のみずほ台、鶴瀬、ふじみ野の各駅周辺を中心として土地区画整理事業による整備を行い、針ヶ谷地区、勝瀬原地区、鶴瀬駅東口地区・鶴瀬駅西口地区、つるせ台地区は地区計画制度により、地区の特性に応じた良好な生活環境の保全に取り組んでいます。
- ・一方、都市基盤整備の十分でない中で市街化が進行した地区もあり、良好な住環境の整備・改善を検討する必要があります。
- ・建築可能な建物の用途や形態を定める用途地域 (849.1ha) のうち、住居系が 806.6ha (用途地域の 95.0%) を占めています。
- ・また、市街化区域面積に対する生産緑地地区の割合は、7.96% (平成 22 年 3 月 31 日時点) を占め、災害防止や避難場所としての機能などを持つ貴重な空間となっています。
- ・市街化調整区域は、市域の 62.0% (1,221.0ha) を占めており、首都 30km 圏内にありながら農地が広がっている状況は、大きな特徴となっています。
- ・このように本市は、豊かな自然環境を残しつつ、首都近郊の住宅都市として発展を続けてきましたが、今後は、交通アクセスなどの立地条件を活かした土地利用を推進するとともに、地域の実情にあった秩序ある土地利用について検討する必要があります。

3 成果指標

指標名	現状 (22 年度)	中間見直し時 (25 年度)	5 年後 (27 年度)

4 施策の体系図

大柱	小柱
計画的な土地利用の推進	－ 総合的な土地利用の推進
	－ 都市的土地利用の推進
	－ 農業的土地利用の推進

5 施策の内容

(1) 総合的な土地利用の推進（まちづくり推進課）

活気と魅力があり、誰もが住み続けたいと思えるまちを目指し、地域ごとの特性を活かしながら良好な居住環境の形成を進めます。また、河川、湧水、樹林地等の自然環境との調和に配慮しながら、生活の利便性に優れ、将来的な財政基盤の強化につながる土地利用を計画的に進めます。

(2) 都市的土地利用の推進（まちづくり推進課）

駅周辺については、引き続き、土地区画整理事業などによる都市基盤整備を進めるとともに、新たな市街地形成が予定されている地域については、自然環境との調和を図りつつ快適な住環境と良好な都市機能を創出するため、地域特性に応じた手法によるまちづくりを進めます。

(3) 農業的土地利用の推進（産業振興課）

市街化調整区域においては、豊かな生産力とともに治水など多面的な機能を持つ農地を保全するため、農業振興地域整備計画の適切な運用を行います。また、市街化区域においては、生産緑地制度により、緑地機能や農業生産活動の維持に努めます。

1 施策の方向性

斜面林、屋敷林、河川、湧水などを貴重な財産として保全に努めるとともに、公共施設の緑化や街路樹の整備など新たな緑の創出を進めます。また、自然や歴史・文化資産は多くの人々が訪れ、親しみ、憩い、交流できる空間として活用します。

公園・緑地は、より身近で親しみやすい空間として市民と行政の協働による整備と活用を進めます。

2 現状と課題

- ・急激な都市化の進展により、樹林地や田畑の面積は、昭和48年の1250.8haから平成21年には716.9haまで減少していますが、今もなお、水と緑に恵まれた良好な田園・自然環境が残されています。この自然環境・景観を次世代に継承するため、市民緑地(3箇所、1.1ha)、緑の散歩道(9箇所、1.8ha)の制度や緑地保全基金等の活用により、緑地の保全に努めています。
- ・公園は自然環境の保全、スポーツ・レクリエーション活動の拠点、災害時の避難場所などさまざまな機能を有し、快適な市民生活を送る上で重要な役割を担っています。
- ・本市の公園面積は、土地区画整理事業地内の公園整備などを積極的に進めた結果、平成13年度約22haから平成21年度には約37haと大きく増加しました。一方、昭和30～40年代に開発された既成市街地には、用地確保が困難なことから公園が整備されていない地域があり、防災面からも施設整備が課題となっています。
- ・また、水子貝塚公園や難波田城公園など特色ある公園は、より多くの人々が訪れるよう一層の活用が求められています。
- ・既存の公園は地域ニーズに合わせた機能を持たせていくことや市民協働による管理などを進めていく必要があります。

3 成果指標

指標名	現状(22年度)	中間見直し時(25年度)	5年後(27年度)

4 施策の体系図

大柱	小柱
水と緑の保全と活用	－ 自然環境の保全
	－ 公園・広場の整備
	－ 緑化の推進
	－ 水と緑のネットワークづくり

5 施策の内容

(1) 自然環境の保全（まちづくり推進課）

市民緑地、緑の散歩道、保存樹林等の制度とあわせ、緑地保全基金の活用により緑地の保全を行います。また、市内に点在する湧水の維持保全に努めます。

市民と連携し、協働による自然環境保全体制の充実に努めます。

(2) 公園・広場の整備（まちづくり推進課）

地域の特色や特性を活かした、公園や広場の整備を進めます。また、より身近な公園となるよう、市民との協働による公園づくりや維持管理を進めます。

(3) 緑化の推進（まちづくり推進課）

道路、駅周辺、公園、学校等の公共施設の緑化を推進します。また、地区計画や緑化協定の活用のほか、生垣設置への補助などにより個人住宅の緑化を促進します。

(4) 水と緑のネットワークづくり（まちづくり推進課）

市内に残る緑地、湧水、荒川、新河岸川、柳瀬川、富士見江川、砂川堀等の自然環境を活用したネットワークを形成し、人々の交流を促進します。

1 施策の方向性

誰もが快適な生活を送ることができる環境を創出するため、リサイクルや廃棄物の分別処理が徹底された循環型社会の確立を推進します。また、省エネルギー化や新しいエネルギーの利用促進を図り、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を推進します。

さらに、市民、事業者、行政の連携により環境美化を推進します。

2 現状と課題

- ・温室効果ガスの増加による地球温暖化が世界的な問題になっていることから、市は平成18年に地球温暖化対策実行計画を策定し、行政の事務事業や公共施設における温室効果ガスの排出抑制に努めています。平成20年には、基準年（平成16年）との比較で約14%の削減を達成しており、今後は、市民や事業所との連携を強化し、さらなる地球温暖化対策を推進する必要があります。
- ・環境問題を取り巻く状況が刻々と変化していることから、平成20年度に「環境基本計画」の見直しを行い、良好な環境の維持、創出に対する取組みの一層の推進を図っており、平成24年度には「第2次富士見市環境基本計画」の策定を予定しています。
- ・平成19年に施行された「富士見市をきれいにする条例」の理念である、きれいで安全なまちづくりの推進を実現するため、平成22年に「富士見市美化推進計画」を策定しました。同計画では市民、事業者及び行政の役割を明確にして、相互に連携を図りながら環境美化に取り組むほか、「美化推進重点区域」及び「路上喫煙禁止区域」を定め、投げ捨てや路上喫煙への対策を積極的に推進します。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
循環型社会の形成と 生活環境の保全	－ 生活環境の保全
	－ ごみの減量と資源リサイクルの推進
	－ 温室効果ガス削減対策の推進
	－ 公害監視体制の充実
	－ し尿処理の推進

5 施策の内容

(1) 生活環境の保全（環境課）

富士見市環境基本条例や富士見市をきれいにする条例の理念に基づき、市民、事業者、行政が一体となって、環境の保全、創造に関する施策を計画的に進めます。

また、環境に対する市民の意識啓発を推進します。

(2) ごみの減量と資源リサイクルの推進（環境課）

リデュース・リユース・リサイクルを基本として、資源の有効活用等を図り、引き続き、ごみの減量化を推進します。

また、ごみ収集体制の見直しのほか、ごみ処理にかかるコストを把握するため一般廃棄物会計基準の導入を進め、ごみ処理全体のコスト削減と効率化を推進します。

(3) 温室効果ガス削減対策の推進（環境課）

温室効果ガスの排出を抑制するため、地球温暖化対策実行計画を策定し、省エネルギー化を促進するとともに、太陽光発電設備の導入促進、壁面緑化の推進などを行い、市民・事業者・行政が一体となって取り組む体制づくりを推進します。

(4) 公害監視体制の充実（環境課）

大気中の二酸化窒素や大気、土壌のダイオキシン類、河川の水質などについて定期的に測定を行い、その結果を公表し、市民・事業者・行政が一体となって公害監視体制を充実します。

(5) し尿処理の推進（環境課）

入間東部地区衛生組合における、し尿処理業務を継続しながら、処理施設の老朽化対策に努めます。

1 施策の方向性

魅力あふれる質の高いまちをつくるため、人と環境にやさしく、災害に強いまちづくりを基本とした市街地整備を進めます。

各駅周辺においては、居住環境の維持・向上と商業、業務機能を集積して市街地の魅力を高めるとともに、市民や事業者の協力により美しいまちなみを創出します。

既成市街地は、地域の実情に応じた生活関連施設の整備を進め、利便性、安全性、快適性を高めます。

新市街地については、交通利便性などの地域特性を踏まえ、地域住民の理解と協力のもと、都市と自然が調和した計画的な整備を進めます。

2 現状と課題

- ・市街地は、都市基盤整備により計画的な土地利用が進められている地区と、昭和30年代から40年代にかけての急激な人口増加により、都市基盤が十分に整備されないまま開発が進んだ地域とに大別できます。
- ・既成市街地の鶴瀬駅東口及び西口地区は、土地区画整理事業により居住環境の整備、宅地の利用増進を図るとともに、魅力ある商業集積の促進や災害に強いまちづくりを進めています。また、ふじみ野駅周辺、針ヶ谷地区及び鶴瀬西のつるせ台地区は、地区計画制度により良好な居住環境の保全に努めています。
- ・既成市街地は、建物が密集し、狭あいな道路が多く、公園・緑地等のオープンスペースが不足していることから、防災機能の強化のため、地域の実情に応じた整備について検討する必要があります。
- ・新市街地の整備について、旧暫定逆線引き地区の水子地区・諏訪地区は、地区計画制度をはじめとする諸施策を有機的に展開することにより、現在の緑豊かな住環境の維持・保全を図るとともに計画的なまちづくりを進めていきます。また、地域振興と都市機能を充実するため、シティゾーン、柳瀬川水辺都市ゾーン等の整備を検討する必要があります。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
市街地の整備	－ 既成市街地の整備
	－ 新市街地の整備

5 施策の内容

(1) 既成市街地の整備（まちづくり推進課、鶴瀬駅西口整備事務所、鶴瀬駅東口整備事務所）

快適な都市環境を形成するため、土地区画整理事業などの手法を用いて都市基盤の整備を進めます。また、防災機能の強化を図るなど地域の実情に応じた基盤整備を検討します。

(2) 新市街地の整備（まちづくり推進課）

快適な市民生活の実現と都市機能充実のため、土地利用構想図に定めた各ゾーンについて、地域特性に合った整備手法を検討します。また、水子・諏訪地区の旧暫定逆線引き地区については、地域特性を生かしながら、都市機能の向上を図るための整備を計画的に進めます。